

厚生年金基金加入員給与月額変更届

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係員
------	-----	----	----	----	----

頁番号
1

事基

届書
2 2 1 ※

事業所整理記号: 品 4 2 9
 厚生年金基金番号: 東基 0782
 基金の事業所番号: 429
 社会保険労務士記載欄

枝番号: 01
 加入員番号: 9 6 6 2 0
 被保険者の氏名: 木下 光一
 生年月日: 32 05 15
 従前の標準報酬月額: 930
 従前の改定月・原因: 620

支払基礎日数	金銭(通貨)によるもの額	現物によるもの額	合計	従前の標準報酬月額	改定後の標準報酬月額	備考
前3月日数	4 31	1,018,000	0	1,018,000	3,039,000	21 7
前2月日数	5 30	1,009,000	0	1,009,000	1,013,000	70,000
前1月日数	6 31	1,012,000	0	1,012,000	1 0 3 0	21年4月

支払基礎日数	金銭(通貨)によるもの額	現物によるもの額	合計	従前の標準報酬月額	改定後の標準報酬月額	備考
前3月日数	4 31	300,000	0	300,000	888,000	21 7
前2月日数	5 30	298,000	0	298,000	296,000	20,000
前1月日数	6 31	290,000	0	290,000	3 0 0	21年4月

支払基礎日数	金銭(通貨)によるもの額	現物によるもの額	合計	従前の標準報酬月額	改定後の標準報酬月額	備考
前3月日数	4 31	200,000	0	200,000	600,000	21 7
前2月日数	5 30	200,000	0	200,000	200,000	-40,000
前1月日数	6 31	200,000	0	200,000	2 0 0	21年4月

支払基礎日数	金銭(通貨)によるもの額	現物によるもの額	合計	従前の標準報酬月額	改定後の標準報酬月額	備考
前3月日数						
前2月日数						
前1月日数						

事業所所在地: 〒141-0031 東京都品川区西五反田2-28-5 第2ビル
 株式会社 ホウドウ
 代表取締役 報道 厚夫
 電話: 03(5496)局 3822

平成 21年 7月 5日 提出
 社保委員等の検印
 受付日付印
 厚生年金基金理事長

< 加入員給与月額変更届 >

月額変更届とは

標準報酬月額は、加入員資格取得届（資格取得時決定）及び、算定基礎届（定時決定）により決定されます。決定された標準報酬月額は、原則として次の定時決定までに適用されることになっていますが、その間に昇（降）給などにより報酬額が変動した場合、加入員（被保険者）が実際に受ける報酬との間に隔たりが生じ、実体にそぐわなくなることがあります。

したがって昇（降）給などにより報酬額に「著しい変動」があった場合には、その月以降の継続した3か月間の報酬をもとにして、4か月目から標準報酬月額を改定することとなっています。この改定を随時に行うことから「随時改定」といい、この随時改定のために提出する届書を「月額変更届」といいます。

記入上の注意点

- A 整理番号順に記入してください。
- B 基金の加入員番号を記入してください。
- C 標準報酬月額の上限は、基金（厚生年金）は620千円、健康保険は1,210千円となっていますので、健康保険のみ月額変更該当する場合があります。その場合は備考欄に、“健保月変”の旨を記入して、基金・年金事務所への届出分を斜線等で抹消してください。
- D 備考欄には、「算定基礎届・月額変更届の記載の手引き」に掲載されている所定の事項を記入してください。

記入の方法

毎年6月に配布されます「算定基礎届・月額変更届の記載の手引き」を参照してください。